

群馬支所管内水質検査結果

令和6年 4月

分類	水質基準項目	水質基準値	足門浄水場水系	金古浄水場水系	
病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	0	
	2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	
無機物質／重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.00005未満	
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1.81	1.77	
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.08未満	0.08未満	
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.04	0.04	
	健康に関連する項目 一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満	
17 ジクロロメタン		0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	
18 テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
19 トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
20 ベンゼン		0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
消毒副生成物		21 塩素酸	0.6mg/L以下	0.06未満	0.06未満
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満
		23 クロロホルム	0.06mg/L以下	0.004	0.004
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003未満	0.003未満	
	25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	0.002	0.002	
	26 臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.01未満	0.01未満	
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003未満	0.003未満	
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.002	0.002	
	30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.001未満	
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.008未満	
水道水が有すべき性状に関する項目	色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	0.01未満
		33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01未満	0.01未満
		34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	0.01未満
		35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	0.01未満
	味覚	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	8.3	7.6
色		37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	0.001未満
	味覚	38 塩化物イオン	200mg/L以下	8.1	7.7
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		300mg/L以下	61	57	
40 蒸発残留物		500mg/L以下	130	110	
発泡	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.02未満	
	におい	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	-----	-----
発泡におい		43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	-----	-----
	味覚	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.005未満	0.005未満
基礎的性状		45 フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満
	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.3未満	0.3未満	
	47 pH値	5.8以上8.6以下	7.7	7.7	
	48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	
	49 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	
衛生上の基準	50 色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	
	51 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	
衛生上の基準	残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.22	0.2	

一印は、今回測定しなかった項目